

令和5年度事業報告

令和5年度は、およそ3年にわたり社会全体に広範な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が5月8日から「5類感染症」に位置付けられることとなり、この動きに伴い、少しずつ日常が回復し、途中、第9波の発生も危惧されましたが、ほどなくして収束に向かい、制限を余儀なくされていた様々な社会経済活動や行事が開催されるようになりました。社会福祉法人にいざ後援会でも、令和元年度の開催を最後に中止となっていた絵画展と日帰りバス旅行の両事業が再開したほか、後援会役員研修の一環として、法人が運営する3施設の見学を行いました。令和5年度末をもって、医療費・コロナワクチンの公費支援など主な新型コロナウイルス感染症の特例的な対応は終了しておりますが、福祉の現場における感染症への予防及び対策の重要性について変わりはなく、感染対策委員会等を通じて、引き続き取り組んでおります。

さて、令和5年度は法人の役員改選があり、従前の理事並びに監事が再任されたほか、新しく理事に民生委員の方をお迎えし、その結果、理事は定数の上限である8名の役員体制となりました。役員の皆様のご協力の下、適正な理事会の開催、運営を心掛け、事業を推進してまいります。

令和5年10月から消費税に係るインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されていますが、当法人では、主に生産活動に伴う業者との取引に関連がありますので、当該制度への登録について、情報を収集してまいりましたところ、市から委託を受け、実施している障がい者相談支援事業及び基幹相談支援事業の受託収入について、従前は消費税法上、非課税収入として取扱っていましたが、実際には課税収入であることが判明し、市の担当課と対応を協議し、所轄の税務署に相談に伺いました。そして、その結果、過去5年間の修正申告及び納税が必要との判断が示されました。この件については、同様の事態が全国的に発生しており、多くの自治体と事業者が当該事業を非課税事業と誤認していたことから、令和5年10月4日に国から文書が発出され、消費税の課税対象であることが改めて明示されることとなりました。当法人では過去5年度分の消費税の修正申告を行うとともに、市から令和5年度及び過去5年度分の当該事業に係る消費税の支払いを受けました。また、併せて延滞税と無申告加算税も発生し、納税も済ませておりますが、これらに係る市の負担については、令和5年度末の時点で協議が継続している状況にあります。各所でこのような事態が発生した原因といたしましては、消費税法上、第二種社会福祉事業に位置付けられている相談支援事業は非課税とされる一方で、市町村が行う障害者相談支援事業については、名称が

同じ相談支援事業でありながら、これに該当せず、課税・非課税の別の認識が困難であったという背景があるように推察されます。このような経緯から、免税事業者かどうかの分岐点として、課税収入 1,000 万円のラインがありますが、委託を受けている相談支援事業の受託収入が課税事業として取扱われることにより、法人全体の課税収入がそのラインを超え、当法人は消費税の課税事業者となりましたので、インボイス制度そのものについても手続を進め、適格請求書発行事業者の登録を完了し、令和 6 年度から当該制度に基づいた請求書を発行しております。適格請求書は、受け取る側の課税仕入控除の計算上、消費税の納税事務に大きく影響いたしますので、発行事業者に登録したことは、今後の生産活動の展開において有利に働くことが期待されます。

原油価格や物価の上昇による負担の軽減を目的とした補助金が令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も設けられましたので、交付を受け、活用を図りました。埼玉県では、埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金として、2 回にわたり合計 193,200 円が、新座市では、新座市障がい福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金として、3 事業所に合計 300,000 円が交付されました。また、令和 5 年度埼玉県民間事業者 CO2 排出削減設備導入補助金の案内が令和 5 年 12 月にあり、申請を行いましたところ、年度末の令和 6 年 3 月 29 日付で交付決定があり、長らく不調が続いていた福祉工房さわらびの事務室の空調機を当該補助金を活用して新調できる運びとなりました。なお、要件の一つに埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度における取組宣言書の提出が求められており、今後は環境分野の SDGs のゴールの達成に向けた当法人の取組について 1 年ごとの報告を行い、それらが県のホームページに掲載されることとなります。こうした業務も含め、令和 6 年 10 月までに補助事業を完了し、報告する必要がありますので、関連する事務を進めてまいります。

実質賃金が 23 か月連続で前年同月比マイナスとなるなど、令和 6 年 4 月の時点で、物価の上昇に賃上げが追い付いていないというような報道が見受けられますが、職員の処遇改善への取組については、令和 5 年度は市から地域活動支援センターの補助金の額を 1 施設当たり 60 万円の増額をしていただいたところです。これは、国の推進する福祉・介護職員の処遇改善の制度が、専ら障害者総合支援法上の障害福祉サービス事業の従業者のみを対象としており、当該事業に含まれない相談支援事業や地域活動支援センター等の従業者は対象とならないことが背景にあります。同じ法人の職員でありながら、制度の対象外の職員には、国の処遇改善制度で得られる財源を原資とする処遇改善が認められていないので、補助金の増額自体は大いに恩恵があるのですが、国では令和 6 年 2 月から「デフレ完

全脱却のための総合経済対策」に基づく令和５年度福祉・介護職員処遇改善支援事業が実施され、新たに臨時特例交付金を財源とした処遇改善制度が創設されるなど、制度変更が加速的に実施されており、このような状況から照らして補助金の増額の幅については不足の感が否めず、人材の獲得や定着の観点から今後も処遇改善を継続していく必要があるため、その財源の確保に今なお苦慮している状況が続いています。

こうした処遇改善制度の令和６年度中の更なる変更をも含む障害福祉サービス等報酬改定が、国から令和５年度末にかけ示されました。改定率が全体ではプラス１.12%であるものの、個々に見れば、既存の加算が見直され、単価が大幅に削減されるものがあつたり、平均工賃額や就労定着率等に基づく評価の差が拡大し、実績に応じた単価の増減が大きくなりますことから、事業所として継続的に結果を出していく必要性が一段と高まりました。また、全体的にペナルティ要素の強い減算の設置が多く見られ、虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務計画未策定減算、情報公表未報告減算、就労定着支援における支援体制構築未実施減算が新たに設けられることになりました。さらに、利用者の意思決定支援の推進を背景として個別支援計画会議への利用者の参加及び個別支援計画の相談支援事業所への交付の義務付け、その他、就労移行支援及び就労定着支援における専門的な研修の受講の義務付けなどの業務上の取扱いについても留意し、適正な運営を心掛けてまいります。

報酬改定では、当法人に関連性の高い就労選択支援事業という新たな障害福祉サービスが創設されました。この事業は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業とされており、対象者は就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現にそれらの事業を利用している者とされています。就労選択支援の実際の運用が開始されるのは令和７年１０月からとされていますが、当法人のすでに実施している事業と関連がありますので、今後、設備や人員配置の基準上、どのような整備や準備が必要となるかを精査し、事業の指定について検討してまいります。

令和５年２月に地域生活拠点支援事業についての市の説明会が開催されました。報酬改定でも、地域生活支援拠点等の機能の充実が掲げられており、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応、施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域拠点支援等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図ることとされています。報酬算定上は、情報連携等のコーディネーターの配置を評

価する加算や緊急事態に夜間に支援を行った場合の加算などが設けられることとなりました。市では複数の事業所が連携して取り組む面的整備型の構築を目指す意向が示されております。当法人といたしましては、既に実施している事業との関連を踏まえ、自立支援協議会における関わりや基幹相談支援事業の業務を通して得られた他事業所及び関係機関との協力関係を基に、業務内容や職員体制なども含め、当該事業への関わりについて検討してまいります。

基幹相談支援事業では、令和5年度も複雑な事情を抱える困難ケースへの対応や虐待が疑われる案件などへの対応を市担当課と連携して行いました。また、NPO 法人えんが主催する相談支援従事者初任者研修の実施に当たり、職員を講師として派遣するなどの協力をいたしました。その他、市内の相談支援事業所等施設従事者の人材育成のため、意思決定支援、障がい者虐待、保健所の機能についての研修や勉強会の開催及び相談支援事業所からの相談への対応などの後方支援を行いました。

その基幹相談支援事業や地域活動支援センターなど複数の事業を実施しているにぎ生活支援センターでは、令和5年度末に、およそ15年にわたり勤務されたベテラン職員の退職がありました。勤続年数が長い職員ほど、抱えているケースの数も多く、また、その中には困難なケースも複数あり、業務の引継ぎが課題となります。今回は相談支援専門員の退職でありましたので、利用者への影響が最小限に抑えられるよう、法人全体で相談支援専門員会議を開催するなどして職員全員で協力して対応を図っています。

例年、実施される市担当課による地域活動支援センター事業指導監査のほか、令和5年度は埼玉県福祉監査課による指定一般相談支援事業及び自立生活援助事業を対象とした社会福祉施設等実地監査が行われました。いずれも改善報告を要する指摘事項はありませんでしたが、今回対象とならなかった事業も含め、今後も適正で健全な施設運営を心掛けてまいります。

報酬算定上、減算の対象となり得る事業継続計画（BCP）についてですが、当法人では、自然災害を対象とした計画は策定していましたが、感染症については未策定でありましたので、職員と役員の皆様の意見を求めつつ、令和5年12月に感染症にも対応した計画に改定いたしました。併せて、関連する非常災害対策計画についても見直しを行い、必要な箇所を改定いたしました。これに基づき令和6年2月に職員全員を対象に研修と訓練を実施いたしました。特に自然災害については、元日の能登半島地震から1月余りだったこともあり、報道で伝えられていた被災地の情報等を参考に、我が身のことに置き換えたり、具体的な場面

を想定したりして行いました。利用者と職員の生命と安全を守るため、今後も防災対策に取り組んでまいります。

令和5年度も積極的に実習生を受け入れました。従来から受入を行っている精神保健福祉士や看護師だけでなく公認心理師の資格取得を目指す大学院生の受入も行うようになりました。

次に、各拠点の総括を行います。

本部は、昨年度に引き続き、国保連への請求事務、補助金や助成金等の申請事務を行いました。また、理事会と評議員会を開催し、役員の改選、規程の整備、予算・決算等の重要事項について、それぞれ議決を頂いております。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。ゲーム感覚を取り入れたグループワークや身体を動かすプログラムを効果的に取り入れたり、農園における野菜づくりを通じた野菜販売を行ったりしています。一人ひとりの特性に配慮し、丁寧できめ細かい支援の提供を行い、令和5年度は5名（令和4年度4名）の方が就労につながりました。利用率は平均で61%（令和4年度65%）となりました。また、前2年度の間で、就労後6か月を経過している方（就労定着者）の定員に対する割合が報酬算定の基礎となります。令和5年度中に就労後6か月を迎えた方は4名（令和4年度2名）となりました。

福祉工房さわらびの就労定着支援事業では、その就労後6か月を過ぎた方を対象に支援する就労定着支援事業では8名（令和4年度6名）の方に面談や職場訪問等を行うなど就労の定着を支援いたしました。利用者と就労先の事業者との間で、課題や問題を共有し、必要に応じて、医療機関への同行や事業者も含めた三者で話し合いを行うなど、課題解決に努めました。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、令和5年度の実績で焼き菓子や自主製品の売上が好調に推移したほか、企業から受注して行っている内職作業の単価の値上げが功を奏し、また、報酬改定で平均工賃月額の見直されたことにより、報酬算定の基礎となる平均工賃区分が令和6年度はこれまでの1万円未満の区分から1段上の1万円以上1万5千円の区分が適用される運びとなりました。平均工賃月額の見直しについては、障がい特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた算定式が導入されたもので、従前の工賃支払対象者の総数を用いた算定式に比べると、当施設の場合は、平均工賃月額がこれまでより高く算出されることとなりました。利用率は平均で82%（令和4年度75%）となりました。

福祉工房さわらび相談支援室の指定特定相談支援事業では、福祉工房さわらびやその他の障がい福祉サービス事業所等を利用希望する方のサービス等利用計画作成支援を実施しました。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創作的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。利用者の声に耳を傾けた運営がされており、利用者企画のプログラムも随時、積極的、効果的に実施されています。また、福祉工房楓の利用者の中には、障害福祉サービス事業所への通所の前段階として、あるいは、障害福祉サービスとの併用という形で地域活動支援センターを利用される方もおられます。定員10名と比較的小規模ながら、一人ひとり状況が異なり、様々な事情や背景があり、今後も利用者の意向に沿った支援を心掛け、引き続き、安定した運営に努めてまいります。

併設する福祉工房楓相談支援室では、障がい福祉サービスやホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等利用計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等の事業等を行う基礎的事業と医療・福祉サービス・地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を行う機能強化事業を実施しました。また、毎年、当事者等を対象として実施している集いは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、参加者は少数でしたが、「うつの集い」、「発達障がいの集い」、「統合失調症の集い」、「家族・友人の集い」、「そううつ（双極性障害）の集い」を実施しました。平日の夜間にボランティアの皆さんの協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が年間884件（令和4年度711件）を数えました。

プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止にしていた調理会等を再開したほか、コミュニケーション能力に焦点を当てたグループワークや相談会、ミーティングを実施しました。

にいざ生活支援センターでは、長期入院者の退院と地域での生活を支援する指定一般相談支援事業（地域移行支援事業や地域定着支援事業）を行っているほか、県の精神障害者退院促進事業にも取り組んでおり、令和5年度は23件（令和4年度14件）の退院促進支援を実施いたしました。

市から受託を受けている相談支援事業については、年間の相談件数が2,983件（障がい者相談支援部分：2,909件、基幹相談支援部分：74件）（令和4年度2,213件（障がい者相談支援部分：2,116件、基幹相談支援部分：97件））でした。年間を通じて、市担当課ともう一か所の受託事業者であるNPO法人暮らしネ

ット・えんの運営するケアプランえんとの間で定期的な話し合いを毎月行い、業務委託契約に基づき各種業務に取り組みました。

指定一般相談支援事業の地域定着支援事業については3名（令和4年度4名）の方が利用され、生活環境の整備と日中活動の場のための支援、休日・夜間における緊急電話の対応を行いました。また、同じく指定一般相談支援事業の地域移行支援事業については2名（令和4年度0名）の方が利用され、退院支援を行い、令和5年度末の時点で1名の方が退院されました。

自立生活援助については、居宅において単身等で生活する方を対象に、9名（令和4年度9名）の方が利用され、月2回以上の定期的な訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援、また、地域定着支援事業と同様に休日・夜間における緊急電話の対応を行いました。

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置

事務長 1 人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

事務主事 1 人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図りました。理事会は4回、評議員会は3回（内 1 回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、書面による議決）開催しました。

・理事会

会議名	開催日	主な審議事項
令和5年度第1回理事会	令和5年6月12日	令和4年度事業報告、収支決算、監査報告、理事・監事の選任、定時評議員会の招集
令和5年度第2回理事会	令和5年6月28日	理事長の選定
令和5年度第3回理事会	令和5年12月15日	上半期事業報告、中間決算、監査報告、補正予算（第1号）、第2回評議員会の招集、臨時職員就業規程の一部改正、事業継続計画（BCP）の改定、非常災害対策計画の改定
令和5年度第4回理事会	令和6年3月18日	令和6年度事業計画、予算、補正予算（第2号）、第3回評議員会の招集、処遇改善支給規程の一部改正

・評議員会

会議名	開催日	主な審議事項
令和5年度定時評議員会	令和5年6月28日	令和4年度事業報告、収支決算、監査報告、理事・監事の選任
令和5年度第2回評議員会	令和5年12月25日	上半期事業報告、中間決算、監査報告、補正予算（第1号）
令和5年度第3回評議員会	令和6年3月26日	令和6年度事業計画、予算補正予算（第2号）

② 法人組織体制の強化（管理職会議の開催）

施設長・管理職会議については2週間に1回のペースで開催しました。施設運営の状況や課題について施設間で共有が図られ、その時々で、時宜に合った対応をすることができました。

③ 虐待防止委員会等の開催

「虐待防止のための指針」、「身体拘束等の適正化のための指針」及び「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、「虐待防止委員会」、「身体拘束適正化検討委員会」及び「感染対策委員会」を設置し、各指針に基づき、委員会を開催しました。

④ 職員の資質向上（研修への参加）

職員の資質向上のため、研修への参加を図りました。前年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインによる研修受講が主流となりました。

・相談支援関係

研修名	キャリアパス研修 体系表の区分	開催日	参加者 人数
相談支援従事者初任者研修	専門的研修	令和5年5月～8月の 間で各7日間	2人
相談支援従事者現任者研修	専門的研修	令和5年8月～令和6 年2月の間で3日間	1人

・管理者向け研修

研修名	キャリアパス研修 体系表の区分	開催日	参加者 人数
サービス管理責任者等基礎研修	専門的研修	令和5年7月～11月 の間で各2日間	2人
リスクマネジメント研修	管理職	令和5年9月7日	1人

・その他研修

研修名	キャリアパス研修 体系表の区分	開催日	参加者 人数
社会福祉法人における消費税の概要とインボイス制度への対応研修	専門的研修	令和5年4月11日	1人
レジリエンス向上研修	初任者	令和5年6月21日	1人

職場内コミュニケーション 研修～承認する・勇気づける 技術～	上級職	令和5年8月22日	1人
社会福祉援助技術・基礎研修	上級職	令和5年9月8日	1人

・全体職員研修

研修名	キャリアパス研修 体系表の区分	開催日	参加者 人数
感染対策に関する職員研修及 び訓練（第1回）	区分なし（全職員 が対象）	令和5年10月30 日、31日、11月2 日（各施設で開催）	26人
感染対策に関する職員研修及 び訓練（第2回）（BCP（事 業継続計画）に基づく研修及 び訓練と併せて実施）	区分なし（全職員 が対象）	令和6年2月26日	25人
虐待防止のための職員研修 （身体拘束適正化のための職 員研修と併せて実施）	区分なし（全職員 が対象）	令和6年3月22日	18人

⑤ 職員処遇改善への取組

職員処遇改善加算を活用し、処遇改善手当を平均して常勤換算 1.0 人当たり月 16,349 円（令和4年度 15,970 円）の手当を支給しました。

また、ベースアップ等支援加算を活用し、ベースアップ処遇改善手当を平均して常勤換算 1.0 人当たり月 3,937 円（令和4年度 3,990 円）を支給しました。

さらに、令和6年2月からは新たに創設された福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を活用し、令和5年度臨時処遇改善手当を平均して常勤換算 1.0 人当たり月 2,450 円を支給しました。

⑥ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり編集し、第116号から第118号までを発行するとともに、一層の内容充実に努めました。昨年度に引き続き、地域の薬局の協力を頂き、利用者の皆さんの薬の疑問にお答えいただく記事を掲載いたしました。「これから」を通じての地域における当法人の事業と関連する他団体との連携の構築が図られました。

⑦ 関係機関、団体との情報交換の促進

市担当課を始めとした行政や家族会との綿密な連携を図り、円滑に法人の事業を推進いたしました。なお、これまで社会福祉法人にいざ後援会と連携して実施してきた各種啓発事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度の開催を最後に中

止となっていた合同絵画展と日帰りバス旅行の事業が再開したほか、昨年度に引き続き、講演会、精神保健福祉啓発（メンタルヘルス）パネル展、チャリティコンサートが開催されました。

・職員が出席した主な会議

新座市自立支援協議会、新座市障がい者施策委員会、
新座市障がい支援区分認定審査会、南部地区地域福祉推進協議会
埼玉県南西部就労支援センター等情報交換会 等

⑧ その他

- ・予算及び決算事務執行
- ・施設運営委員会の開催
- ・精神保健福祉士を目指す8名、延べ102日間の実習
- ・看護師を目指す29名、延べ57日間の実習
- ・公認心理師を目指す2名、延べ29日間の実習

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日

定 員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・B 型・就労定着と兼務)

サービス管理責任者 兼 生活支援員 (B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)

生活支援員 1 人(常勤)

職業指導員 0.8 人(常勤 1 人・相談支援専門員と兼務)

就労支援員 0.8 人(常勤 1 人・就労定着支援員と兼務)

令和 5 年度開所状況

初日契約者数 11 人 新規契約者数 7 人 退所者数 9 人 末日契約者数 9 人

開所日数 240 日 延利用者数 1,455 人 1 日平均利用者数 6.1 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、令和 5 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得を目的として、就労講座を行いました。
- ・コミュニケーション能力向上を目的として、SST、アイスブレイクの手法の活用、ゲーム形式の訓練を行いました。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用した訓練を行いました。
- ・ZOOM を活用し、リモートワークやパソコン技術の向上を目的とした訓練を行いました。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行いました。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援しました。
- ・5 名の利用者が就職しました。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指しました。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行いました。

- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援しました。

③ 就労定着支援

就労移行支援事業所を利用して一般就労につながった 8 名の障がい者の安定した就労の継続を支援しました。内 1 名は退職により、内 1 名は定着支援の期間満了により支援を終了しました。毎月の定期面談のほか、発生した問題や困りごとに合わせて極め細やかに対応し、就労先との連携も深まりました。特に、体調を崩し休職された方の復職支援に力を入れました。

④ 就労先や実習先企業の開拓

- ・実習先企業や就労の実績がある法人に複数名の方が就職し、関係企業との交流が深まりました。
- ・近隣の事業所で求職活動の一環として職場実習を数回させていただくことが出来ました。

⑤ 相談等支援

- ・作業終了後に一人月 1 回の定期面談を行うとともに、随時、生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、体調に変化があった時や生活上の課題があった時には通院同行をして、主治医の意見を確認しながら支援しました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて市役所等への同行の支援を行いました。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました（提供実績数：522 食）。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・K-STEP、睡眠表などを活用して体調の安定化を図り、利用率の向上を目指しましたが、就職者が多く登録者数が減少したこともあり、利用率は年間通して 4%減少しました。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、スケジュールの都合をつけることが難

しく、開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修会場における研修だけでなく、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B 型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日

定 員 30 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務)

サービス管理責任者 兼 生活支援員 (B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)

生活支援員 3.66 人(常勤 3 人・非常勤 1 人(ただし、内 1 人はサービス管理責任者と兼務))

職業指導員 2.32 人(常勤 2 人・非常勤 1 人)

目標工賃達成指導員 1 人(常勤 1 人)

令和 5 年度開所状況

初日契約者数 52 人 新規契約者数 14 人 退所者数 7 人 末日契約者数 59 人

開所日数 240 日 延利用者数 5,914 人 1 日平均利用者数 24.6 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、令和 5 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 生産活動の充実

- ・施設内作業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行いました。
- ・施設外作業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行いました。
- ・自主製品(手芸品と焼き菓子)の原材料の価格高騰に合わせて原価計算を行い、販売価格や原材料の見直しを行いました。また、季節に合わせた菓子のラッピングやセット販売を行い、ご好評を頂きました。
- ・売上と平均工賃の増加を目指しました。コロナウイルス感染対策として令和 4 年度まで行っていた半日の利用制限を撤廃したことや、かねてより作業をいただいている企業に対する単価の値上げ交渉の成果もあり、前年度に比べ売上は約 80 万円増加、平均工賃は約 1,000 円増加しました。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図りました。

プログラム名	実施回数 (延べ参加人数)	備考
絵画教室	14 回 (41 人)	
ビーズ教室	10 回 (27 人)	
裁縫教室	8 回 (24 人)	
パソコン教室	5 回 (6 人)	
紙粘土教室	8 回 (23 人)	
散歩	12 回 (47 人)	
フリープログラム	22 回 (114 人)	
磯村嘱託医学学習会	6 回 (41 人)	
クリスマス会	1 回 (25 人)	
大掃除	1 回 (14 人)	
初詣	1 回 (18 人)	

③ 相談等支援

- ・作業終了後に面談の時間を設け、生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をしました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて、訪問支援、市役所への同行支援等を行いました。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました（提供実績数：3,079 食）。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑤ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・新規利用者が多く、平均利用者数は令和 4 年度と比較して 2 人程度増加しました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑥ 協力事業所との連携強化

新しい企業との連携はありませんでしたが、新しい種類の作業をいただいたほか、交渉をして作業単価を上げていただきました。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

新型コロナウイルスが 5 類に引き下げになった影響もあり市内イベントが概ね復活したため、各種イベントに積極的に参加しました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、スケジュールの都合をつけることが難しく、開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

・研修会場における研修だけでなく、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。

⑩ 避難訓練の実施

年 2 回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者 1 人（常勤・移行、B 型、就労定着と兼務）

相談支援専門員 2 人（常勤・移行、B 型と兼務）（ベテランの相談支援専門員の退職に合わせ、移行、B 型とそれぞれ兼務する職員の 2 名体制とした。）

令和 5 年度実績

サービス利用支援（新規）8 件

サービス利用支援（更新）33 件

継続サービス利用支援（モニタリング）87 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。
- ・就労後に、就労定着支援事業を利用される方の計画相談にも携わりました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関、他事業所等との連携を図りました。

5 地域活動支援センターⅢ型 福祉工房楓

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

（施設長兼務は福祉工房楓相談支援室（相談支援事業）と兼務）

令和 5 年度開所状況

初日在籍者数 27 人 新規利用者数 12 人 退所者数 3 人 末日在籍者数 36 人

開所日数 244 日 延利用者数 1,640 人

創作的活動や生産的活動を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、もって利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な支援を行いました。

基礎的事業

創作的活動や生産的活動の機会を提供し支援を行いました。

・ 創作的活動

プログラム名	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)
美術	12	39
文芸	11	31
園芸	1	4
マイフェイバリットソングデー	12	49
スポーツ	7	28
散歩会	3	7
ダイエットの会	2	7
インスピレーションゲーム	6	23
オセロ大会	9	31
あてるゲーム	5	25
ゲーム ITO	8	33
パブリック・イメージ・ゲーム	6	26
テーブルゲームで遊ぼう！	4	16
チャレンジ！的ミントン	6	16

DVD 鑑賞会	1	4
大掃除	1	6
初詣	1	7
百人一首	1	6

美術や文芸のプログラムは、自己表現の場及びそれを周囲に受け止められるという体験を通して自己肯定感を高める活動になりました。また、この活動で作成した作品の一部は法人後援会主催の合同絵画展で展示しました。

各種ゲームはコミュニケーション促進の場となり、体験利用中の方や利用開始して間もない方も自然に溶け込めるプログラムでした。

季節のレクリエーションとして初詣を行いました。新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みて遠出は控えていましたが、令和5年度は感染に配慮しつつ、清瀬市にある水天宮に参拝することができました。おみくじをひいたり、露店で買い物をしたり、途中の飲食店で昼食を摂ったりなど皆さん楽しんでいたと思います。

・生産的活動

プログラム名	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)
内職作業	123	453
公園清掃	12	62
小学校除草	5	24
自主製品づくり	48	161

内職作業は、例年どおりお線香の計量や箱詰め等の作業を主に行いました。

自主製品づくりでは、ハーバリウムボールペンやコースターの他にステンシルふきんを製作しました（別紙写真参照1）。市役所障がい者就労支援センター前の無人販売や法人にいざ後援会事業（総会、合同絵画展、チャリティーコンサート）、よろづ市で販売をいたしました。

なお、ステンシルふきんは、過去にも製作販売をしていましたが、ここ数年は職員の入れ替わりに伴い取り扱っていませんでした。しかし、暮らしネット・えんさんで利用者さんの誕生日プレゼントとして購入したいと注文を頂いたのをきっかけに作成を再開いたしました。えんさんより160枚の依頼があり、令和5年6月より毎月10～20枚ほど定期的に納品しました。ステンシルふきんは型紙の組み合わせや配色など自由度が高く、単に工賃を得る手段や楓のPRとしてだけではなく利用者さんの創造性を大いに発揮できる作業でした。製作していた利用者さんからも「作業よりも自由度が高いから、職員（企業）に“こうしてほしい”と言われなくていい」「久しぶりにたくさんの色に囲まれた気がする。色を選ぶ楽しさを思い出した」「スポンジで一心に叩いているとストレス解消になる」などの声を頂きました（別紙写真参照2）。

・ 社会との交流の促進等の事業

活動名	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)	備考
散歩をしながら地域貢献！ ゴミ拾い活動	4	10	
よろづ市	9	29	出店プロジェクト 会議を含む
イオン「幸せの黄色いレシー トキャンペーン」店頭活動に 参加しよう	2	4	

例年に引き続き、地域交流及び地域貢献の一環として楓周辺の路上清掃活動を定期的に行いました。

また、令和5年度は福祉工房楓と同じ新座市地域活動支援センター（ふらっと）を運営している NPO 法人ふくしネットにいざさんからお誘いを受け、新型コロナウイルス感染症の影響で4年ぶりの開催となったよろづ市に参加しました。自主製品以外に模擬店（ポップコーン）も出店しました（販売売上数は96個）。利用者さんには当日の設営やポップコーン調理・販売として参加していただいただけではなく、数週間前からメニュー・フレーバー決めやPOP作成、容器の準備など多方面にわたって参加していただきました（別紙写真参照3）。

機能強化事業

自立した日常生活が営めるよう機能強化事業を行いました。

プログラム名	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)	備考
かえで座談会	2	11	
楓ミーティング	21	86	
楓ピアサポート	10	36	
楓の集い	24	92	
食事会	1	6	メンバー自主企画
Guに行きたい！	1	3	メンバー自主企画
三芳パーキングエリアに行きたい	2	4	メンバー自主企画
沖縄の家庭料理ソーキそばを召し 上げ	2	10	メンバー自主企画
ららぽーとへ行きたい！	1	3	メンバー自主企画
干し芋の会	1	6	メンバー自主企画
カインズとベイスシアに行きたい	1	3	メンバー自主企画
みんなでツルっと！丸亀製麺	1	4	メンバー自主企画

富士山を観に行こう	1	3	
調理会	9	51	
お菓子作り	1	5	
買い物応援プログラム	1	2	
〇月の自分を労わる会	10	31	
私の推しを語る会	3	8	
磯村 Dr の学習会	8	25	

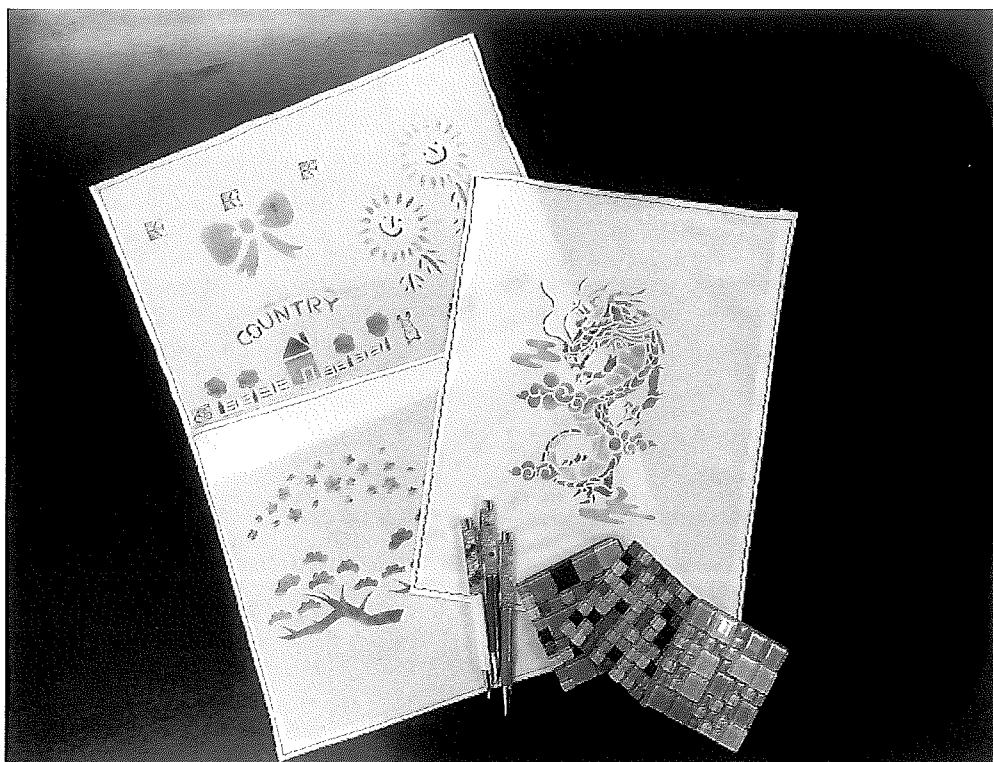
昨年度に引き続き、特に座談会やミーティング、集い等では、自分の発言を受け止めてもらえたり、共感を得られたり、否定されないことで安心して話せる場づくりを進めました。自己肯定感を高めたり、自己発信力を培うことが期待できます。

また、利用者さんが企画をした「メンバー自主企画」を実施しました。利用者さんはいつでも誰でも企画を提案することができ、企画書にて受付をしました。企画者の思いがこめられた個性あふれるプログラムばかりでした。今後も継続することで利用者さんの精神的自立(律)を促進することを期待しています(別紙写真参照4、5)。

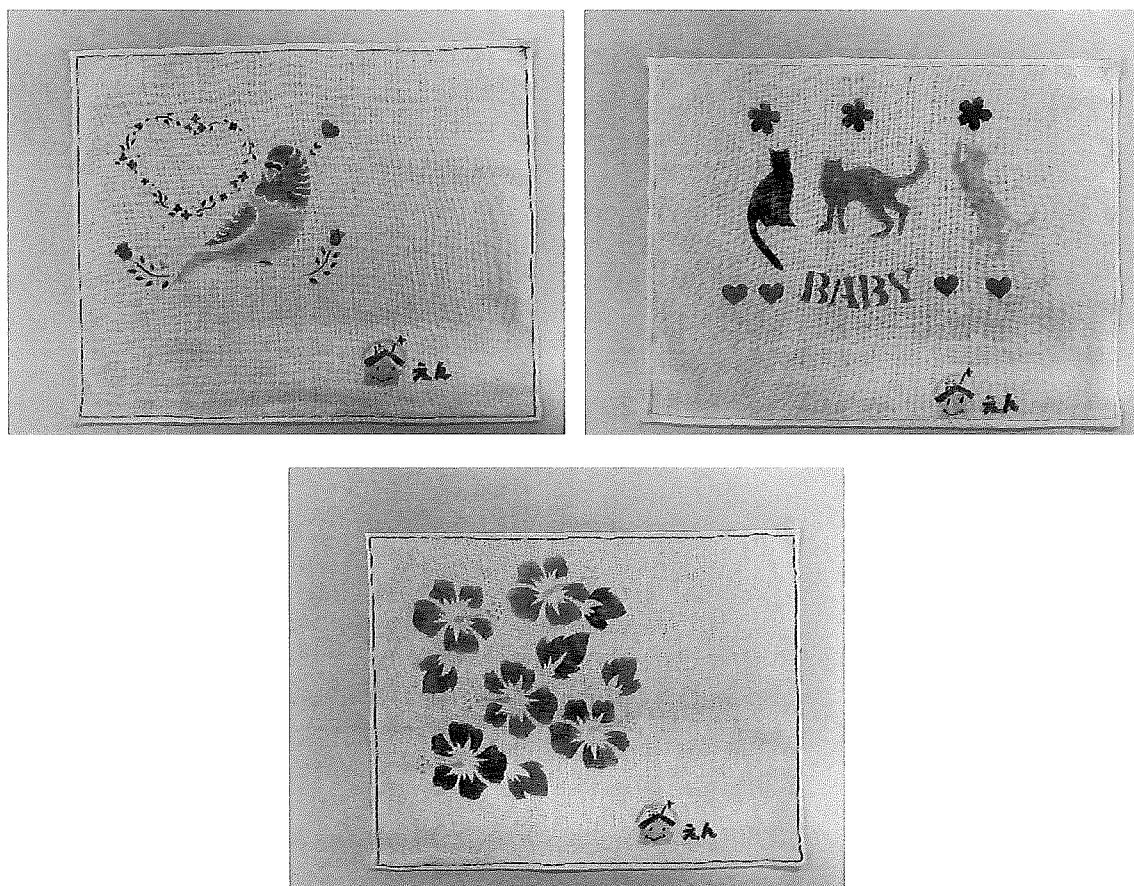
その他の支援

- ・令和5年度、楓の見学にいらした方は12人でした。問い合わせのみは5件でした。
- ・移動に支援が必要な利用者の送迎を実施しました(3名利用)。
- ・利用者の支援に当たって、医療機関や関係機関と連携を図りました。なお、必要に応じ通院同行を行いました(主治医から病状説明を聞く支援を2回)。
- ・火災や自然災害等への対策として避難訓練を2回実施しました(9月と3月。延べ参加者11人)。

別紙写真1（自主製品）



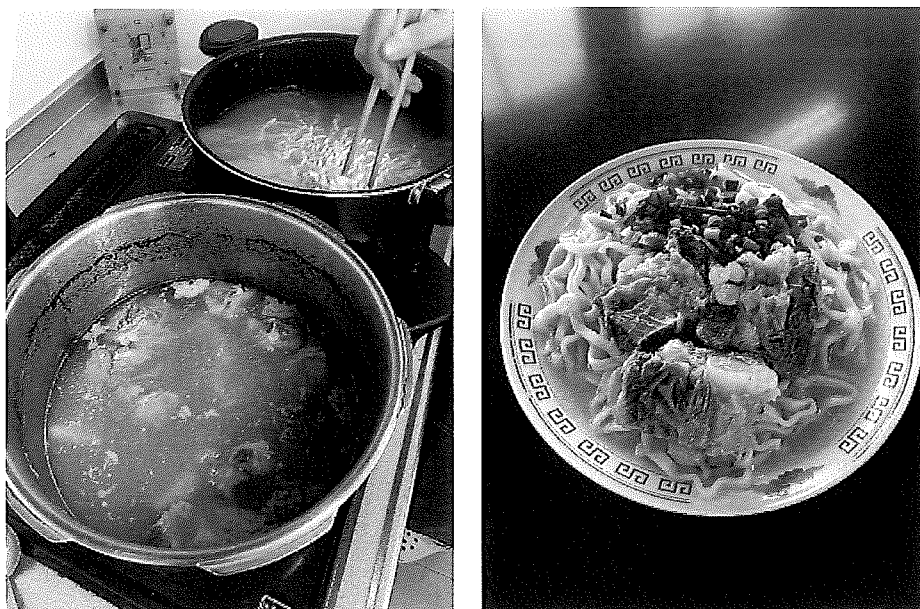
別紙写真2（暮らしネットえんさんに納めたステンシルふきん ※えんさんのロゴ入り）



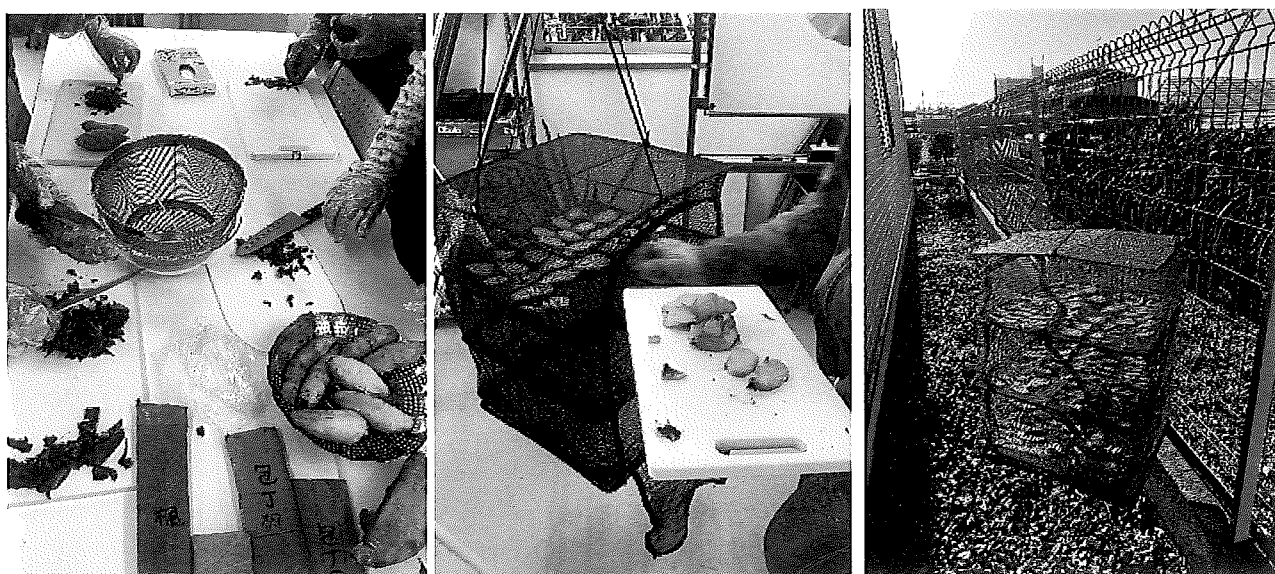
別紙写真3（よろづ市模擬店準備）



別紙写真4（メンバー自主企画「沖縄の家庭料理ソーキそばを召し上がれ」）



別紙写真5（メンバー自主企画「干し芋の会」）



6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤兼務）

（兼務は福祉工房楓（地域活動支援センター）と兼務）

令和 5 年度実績

サービス利用支援（新規） 18 件

サービス利用支援（更新） 40 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 13 件

基本相談支援のみ（計画作成には至らなかった） 5 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、就労系サービス事業所、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、福祉サービスの利用を希望される方に新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、居宅介護支援事業所、就労系サービス事業所等との連携を図りました。

7 地域活動支援センターⅠ型 にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定 員 28 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 8 人（常勤兼務 4 人 非常勤 4 人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室と兼務）

令和 5 年度開所状況

初日在籍者数 67 人 新規利用者数 8 人 退所者数 1 人 末日在籍者数 74 人

開所日数 243 日 延利用者数 1,715 人

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供するとともに、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援を行いました。併せて、行政機関や医療機関等と連携を図り、地域生活が安定し自立と社会参加が促進されるよう、適切な支援策を推進しました。

基礎的事業

創作的活動の機会の提供や地域社会との交流の促進等の事業及び相談支援を行いました。

・創作的活動の機会の提供

社会生活力に関する学習会、コラージュや絵画等の芸術活動を定期的に行い、創造性を育て、活力の増進を図りました。コロナ禍で中止にしていた調理会等を再開しました。

プログラム名	実施回数 (延べ参加人数)	備考
コラージュ	6 回 (28 人)	
絵画	12 回 (75 人)	
インスピレーションゲーム	24 回 (199 人)	
パソコンで遊ぼう	11 回 (44 人)	
マイフェイバリットソングデー	12 回 (105 人)	
新聞を読む会	12 回 (52 人)	
調理会	12 回 (137 人)	
お菓子を作って食べよう	6 回 (78 人)	

・社会との交流の促進等の事業

主にコミュニケーション能力に焦点を当て、困っていることなどの問題を共有したり、解決の糸口を一緒に考えたりする場として、支援センターミーティング、茶話会、安心して過ごせるために考える会、何でも公開相談会を実施しました。

プログラム名	実施回数 (延べ参加人数)	備考
支援センターミーティング	24回 (221人)	
茶話会	21回 (161人)	
安心して過ごすために考える会	12回 (99人)	
何でも公開相談会	12回 (102人)	
散歩会	9回 (59人)	

・相談支援

日々の生活から生じる問題や不安（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズに十分な配慮をしつつ、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

支援方法としては、電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行いました。また、必要に応じて医療機関や関係機関への同行支援を行いました。

なお、併設しているいざ生活支援センター相談支援室では、新座市から指定特定相談支援事業を、埼玉県から指定一般相談支援事業及び自立生活援助の事業の指定を受けているほか、新座市から新座市障がい者相談支援事業及び新座市基幹相談支援センター事業を受託しており、それぞれの事業においても相談支援を実施しています。実績については、後述の記載のとおりです。

機能強化事業

医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整を行いました。

・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整

施設利用者を対象として磯村嘱託医による個別相談及び座談会を実施したほか、SST（社会生活技能訓練）やSFA（社会生活力プログラム）等の事業を実施しました。

プログラム名	実施回数 (延べ参加人数)	備考
磯村嘱託医個別相談会&座談会	10回 (87人)	
SST	12回 (98人)	
SFA	21回 (238人)	
ピアカウンセリングセミナー	7回 (54人)	

地域社会基盤との連携強化のための調整としては、障がい者福祉課、生活支援課、保健センター、女性困りごと相談室、自立支援協議会等行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進するよう努めました。

また、保健所等と連携し、精神障がいかどうか明確になっていない状態のまま長期間にわたり、自宅などから外出できないような方へ訪問支援を行いました。

また、新座市精神障害者家族会（やすらぎの会）の活動支援として、会報誌の閲覧及び未加入の施設利用者等への紹介を行い、家族会未加入の悩んでいる家族に対して相談会の情報提供を行いました。

・当事者及び家族を対象とした集いの実施

新型コロナウイルスが 5 類になったとはいえ影響は続いているようで、全体的に参加者数は少なめでした。参加された方々から話せる場所があつてよかったとの感想を頂きました。

集いの名称	対象者	実施回数 (延べ参加人数)	実施頻度	備考
うつの集い	当事者	7 回 (9 人) (※)	毎月 (※)	※毎月開催予定でしたが、実施回数は (昨年の 2 回よりは増えましたが、) 7 回でした。
発達障がいの集い	当事者及び 家族・友人	1 回 (2 人) (※)	隔月 (※)	※隔月開催予定でしたが、参加者が集まらず、実施回数は 1 回にとどまりました。
統合失調症の集い	当事者	10 回 (23 人) (※)	毎月 (※)	※参加者が集まらず、中止とした月が 2 回ありました。
家族・友人の集い	うつ、その他の精神疾患をお持ちの方や 引きこもりの方の家族・友人	12 回 (22 人)	毎月	

そううつ（双極性障害）の集い	当事者	4回（6人）	隔月	※隔月開催予定でしたが、参加者が集まらず、中止とした月が2回ありました。

その他の支援

・電話傾聴サービス

電話傾聴サービスは平日の夜間（18:00～22:00）に実施し、延べ利用者数は884件(R5年4月～R6年3月)です。傾向としては、新規の方も新たな常連となり、常連さんが増えたためか全体の件数が多くなっています。定期的に利用されている方からは「助かっている」、「話を聞いてもらえてありがたい」と好評を頂いております。中には土日の実施を望む方もいました。

電話傾聴員同士、また当センター職員と傾聴電話の内容について共有を図るための「ふくろうの会」については、月に一回の定例会を開催しました。

なお、令和5年度の電話傾聴員養成講座の受講者のうち3名の方が新たに電話傾聴員になってくださいました。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 11 月 1 日（指定特定相談支援事業）

平成 25 年 4 月 1 日（指定一般相談支援事業）

平成 30 年 8 月 1 日（自立生活援助事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 室長 1 人（常勤兼務）
サービス管理責任者 兼 相談支援専門員 1 人（常勤兼務）
相談支援専門員 兼 地域生活支援員 3 人（常勤兼務 2 人・非常勤兼務 1 人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター（地域活動支援センター）と兼務）

令和 5 年度実績

サービス利用支援（新規） 33 件

サービス利用支援（更新） 212 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 103 件

地域移行支援 利用者 2 人 地域定着支援 利用者 3 人

自立生活援助 利用者 9 人

相談件数 11,699 件 内訳：来所 363 件 電話 10,281 件 訪問 679 件 同行 376 件（補助事業・受託事業の件数を含む。）

① 基本相談支援

精神障がい者、家族及び関係者に、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、障がい者福祉課、保健センター等の関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進しました。

② 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を通じ、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するための支援を行いました。

③ 地域移行支援

2 件のケースの支援を実施しました。1 名の方は退院をしています。地域移行支援の実績は数年振りになります。

④ 地域定着支援

地域定着支援としては、令和 5 年度は 3 人の方が利用されました。生活環境の整備と日中活動の場の確保として他の障害福祉サービスの活用を図り、連携に努めました。

なお、当該事業では、常時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しており、令和 5 年度は休日・夜間時に 2 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は低く、電話対応にて完結しています。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は 9 名の方が利用をしました。定期的な訪問支援に加え、日常生活に関する相談支援を随時行いました。

また、自立生活援助も地域定着支援と同様に常時の連絡体制と緊急事態等に対応する体制を確保しており、令和 5 年度は休日・夜間時に 6 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は低く、電話対応にて完結しています。

⑥ 新座市基幹相談支援センター

延べ相談件数 74 件

市との業務委託契約に基づき、以下のとおり、業務を行いました。

月に 1 回、新座市基幹相談支援センターえんと障がい者福祉課と三者で基幹相談支援センターの活動報告や業務内容についての確認をする話し合いをしています。

基幹相談支援業務として当面は困難ケースへの対応と市内相談支援事業所の後方支援を実施することになっています。市内相談支援事業所、地域包括支援センター等から困難事例の相談対応をしました。障がい児の相談対応や他の障がい分野の相談も増えてきています。

令和 5 年度も基幹相談支援センターえん主催で実施した、新座市版の相談支援従事者初任者研修を開催しました。当施設も事前準備・打ち合わせに参加をし、研修当日は演習講師として協力をしました。相談支援事業所の人材育成の一環として相談支援部会において意思決定支援、障がい者虐待、保健所の機能について等、講師を派遣し様々な勉強会を実施しました。

権利擁護及び虐待防止のための活動として、障がい者福祉課が主催する虐待通報時のコア会議に随時出席しました。

自立支援協議会の相談支援部会、子ども部会、地域移行・定着支援部会、地域生活支援部会に参加をしました。

令和 5 年 6 月に地域移行・定着支援部会の下に、退院支援を行うプロジェクトチームとして『「地元で暮らそう」を支えるチーム新座（通称じもくら）』が立ち上がりました。にいざ生活支援センターは「じもくら」のメンバーに入り、障がい者福祉課、朝霞保健所と連携を取って新座市民の方で、長期入院・入所となっている方の支援を実施しました。令和 5 年度は 1 件の長期入院の方の支援をして 15 年間入院したい方がグループホームに退院することができました。R6 年になってから新座市の方で長期入院の方が多い山崎病院と連携を取り、患者さん一人一人と面会を始めました。

⑦ 新座市障がい者相談支援事業

延べ相談件数 2,641 件

市との業務委託契約に基づき、以下のとおり、業務を行いました。

(1) 情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助

相談者本人を始め、相談者の家族等関係者及び関係機関からの相談に応じ、情報の提供、福祉サービスの利用援助を行いました。具体的には、医療（病状・訪問看護・カウンセリング）、住まい（精神科退院後の生活・独立・住居・世帯分離）、経済（家計・社会保険）、人間関係（家族・近隣住民）等についての相談であり、必要に応じて、居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所施設、共同生活援助施設、就労移行支援施設、就労継続支援（A型・B型）施設の利用援助を行いました。また、障がい支援区分認定調査の問い合わせにも対応し、当施設で認定調査を2件実施しました。

(2) 社会資源を活用するための支援

相談支援を通じ、ケースごとに適切な社会資源を紹介し、必要に応じ同行支援を行いました。紹介した社会資源は、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、医療機関、発達障がいに関する専門機関、法律に関する専門機関、不動産屋、障害年金・公的扶助等の手続の窓口、ボランティアセンター等です。

(3) 社会生活力を高めるための支援

地域で自立した生活を送る力を身に付けるための学習会を3クール行いました。

3クールとも全7回の連続講座で、全てに参加された方もいらっしゃいました。各回、テーマに沿って自分自身を見つめて言葉にまとめ、発表をし、意見交換を行う、という形で進行了ました。他の方の発表を聞くことで、様々な価値観・個性・考え方があることを知る機会になっています。各テーマの終盤では、今後の目標や計画を考える時間があり、参加者が各々、自分なりの目標を立てていました。自分自身を見つめることで自分の個性を知り、今後の人生が更に豊かになることを期待しています。

学習会のテーマ	学習のねらい	開催時期	平均 参加人数	備考
様々なトラブルについて考えよう	どのような「トラブル」があり、どう対処すればよいか。「トラブル」に巻き込まれないようにするにはどうしたらよいか。意見交換をして考えてみましょう。	5～6月	11人	
片付け、ゴミの捨て方、リサイ	「片付け、整理、ごみの捨て方、リサイクル」に	11～12月	11人	

クル	ついて、困っていることや工夫していることを発表し合いましょう。自分にとって過ごしやすい空間にするにはどうしたらよいか考えてみましょう。			
休みの過ごし方とお金の使い方	お金の使い方については、収入と支出のバランスが大切です。上手な金銭管理をするにはどういう方法が自分に向いているか学びましょう。計画的にお金を使う習慣を身につけ、安定した社会生活を送りましょう。	2～3 月	12 人	

(4) ピアカウンセリングに関する事業

今年度は8～9月にわたり全7回のピアカウンセリングセミナーを実施しました。参加者は平均8名でした。演習（ロールプレイ）は「初めてセンターに来た人に声をかけてみよう」「ちょっとした相談をしてみよう」というテーマで行いました。演習を多く取り入れることで、参加型のプログラムとなりました。自分で実際にやることで練習になり、また人のロールプレイを見ることで参考になることが多かった様子です。

資料も活用し、ピア（同じような経験をしている人同士）の存在の大切さを学びました。また、ピアカウンセリングの好ましいとされるルール（①一番の役割は、相手の話を聞いて聞いて聞きまくること、②自分自身の希望・価値観・期待を持ってよいが、自分の希望や価値観を相手に押し付けてはいけないこと③本人が問題解決する能力を持っていること等）も取り入れました。

参加者からは、ロールプレイをやってみて楽しかった、人に褒めてもらえて嬉しかった、難しさを感じたがおもしろかった等という感想が聞かれました。次年度も継続していきます。

(5) 権利擁護のために必要な支援

通年：権利擁護のために必要な支援として、1年を通じて、障がい者虐待の未然防止及び啓発に努めるとともに、成年後見制度の利用、関係機関への同行などを随時実施しました。なお、障がい者虐待については、家庭内暴力、DV、医療機関における処遇などに係る支援（計12件）を行いました。

10月：産業フェスティバルの子ども広場で、障害者虐待防止法と成年後見制度について啓発チラシを配布する予定でしたが新型コロナウイルスの影響で産業フェスティバルが中止となりました。

3月：障害者虐待防止法に関する職員研修を行いました。インターネット上に公開されている国や県の資料を基に、前半は参加者全員でそれらの理解を深め、後半は小グループに分かれ、事例について虐待かどうか虐待でなくても何が問題なのかを意見交換をしました。

(6) 相談に対する専門機関の紹介

必要に応じ専門機関の紹介を行いました。地域包括支援センター、法テラス（日本司法支援センター）、保健所、精神科病院、行政担当窓口、社会福祉協議会、社会福祉士事務所 等